

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会会員規程

施行 昭和59年 4月 1日 改正 平成13年 4月 1日
改正 平成 3年 4月 1日 改正 平成29年 4月 1日
改正 平成 7年 4月 1日 改正 令和 3年12月20日
改正 平成 9年 8月11日

第1条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会定款第33条第3項に定める会員について規定するものとする。

第2条 会員とは、刈羽村に居住する者並びに本会の趣旨に賛同し入会したものとし、次のように区分する。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

2 一般会員は、刈羽村に住所を有し、居住する者で、世帯を単位とする。

3 特別会員は、刈羽村在住の福祉関係役員、団体並びに柏崎市、刈羽村所在の福祉施設等で入会したものの。

4 賛助会員は会社事業所等で入会したものとする。

5 特別会員、賛助会員となる場合は、入会申込書を会長に提出するものとする。

第3条 会員は会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

- | | | |
|----------|----|--------|
| (1) 一般会員 | | 1,000円 |
| (2) 特別会員 | 1口 | 1,500円 |
| (3) 賛助会員 | 1口 | 1,500円 |

第4条 会費は一時納入とし、毎年6月末日までに会費納入通知書によって徴収する。ただし入会当初に限り入会申込書と共に会費を納入するものとする。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

第5条 会員は次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡、転出または解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき
- (3) 除名されたとき

2 会員が会の名誉を棄損しまたはその趣旨に反した言動があったときは理事会の議決を経て除名する事が出来る。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
2. この規程の一部改正は、平成3年4月1日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。
4. この規程の一部改正第1条中、定款「第23条」は変更後「第18条3項」とする。
5. この規程の一部改正は、平成9年8月11日から施行する。
6. この規程の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
7. この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和3年12月20日から施行する。

入会申込書

私は、貴会の趣旨に賛同し、入会したいので
会費を添えて申し込みをいたします。

記

会員種別： 特別会員 賛助会員

会 費：（1口）1,500円× 口= 円

令和 年 月 日

社会福祉法人
刈羽村社会福祉協議会長 様

（住 所）

（氏 名）

印